

Weekly Report

第400号
平成29年3月13日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

従業員がiDeCoに加入する場合は

◆事業主が行う必要がある手続きは

今年から個人型確定拠出年金（愛称：iDeCo）の加入対象の拡大により、基本的に60歳未満の全ての方が利用できるようになりましたが、国民年金基金連合会によると、29年1月時点の加入者数は33万1585人となり、前月（28年12月時点）から2万5271人増加しました。

関心を持つ方も増えていますが、会社員など厚生年金保険の被保険者が加入する場合は、加入申請の際に勤務先から事業主証明書（事業所登録申請書兼第2号加入者に係る事業主の証明書）を発行してもらう必要があります。

そのため、事業主は従業員がiDeCoに加入する場合、事業所登録の申請（既に事業所登録番号を保有している場合は不要）と企業年金の導入状況や加入資格の有無等の証明書を加入希望者に発行します（事業主証明書の様式は加入希望者が受付金融機関から取り寄せます）。

◆掛金の納付方法による源泉徴収や年末調整

また、掛金の納付方法には、給与天引きを行

い事業主が指定した口座からの口座振替により納付する「事業主払込」と、加入者本人名義の口座からの口座振替により納付する「個人払込」があります。

掛金は、小規模企業共済等掛金として全額所得控除の対象となるため、加入者が「事業主払込」を選択している場合は、加入者の給与から掛け金額を控除した上で、給与等の源泉徴収税額を算出します。

一方、「個人払込」を選択している場合は、加入者に対して「小規模企業共済等掛金払込証明書」が送られてくるため、年末調整の際に控除します。

申告書を郵送等で送付した場合の提出日は

28年分の所得税と贈与税の確定申告期限（3月15日）が迫っていますが、申告書を所轄税務署に送付する際は、郵便（第一種郵便物）又は信書便により送付します。この場合の提出日は、税務署に到着した日ではなく、消印（通信日付印）に表示された日が提出日とみなされます。

e-Taxの場合は、データ送信後の即時通知及び受信通知に表示される受付日時が提出日となるため、3月16日午前0時以降に受信となったデータは期限後の提出となります。

なお、申告内容の誤りに気付いた場合は、期限内であれば訂正した申告書を再提出します（原則、最後に提出された申告書が取り扱われます）。

国外財産調書と財産債務調書の提出

国外財産調書及び財産債務調書の提出期限は、確定申告期限と同じ3月15日です。

国外財産調書は、28年末時点で5千円超の国外財産を保有している場合に、国外財産の種類、数量などを記載して提出する必要があります。

また、財産債務調書は、所得金額が2千万円超であり、28年末時点で財産価額が3億円以上または有価証券等の価額が1億円以上の場合に、財産の種類や価額等の一定事項を記載した調書の提出が必要となります。